

手続きチェックシート

転居

(釧路市内で引越し)

釧路市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- お持ちの方は「マイナンバーカード」
または「住民基本台帳カード」
- 外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました
が引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご掲示いただきます。

転居に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に□マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・手続済
--	-----	----	-------	------	--------

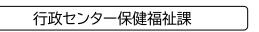
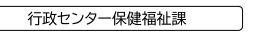
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更	<input checked="" type="checkbox"/>	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	防災庁舎2階 5番窓口 戸籍住民課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課

保険	国民健康保険に加入している方	・資格確認書の交付 ・各種認定証の交付	<input checked="" type="checkbox"/>	・国民健康保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の住所変更等 ・特定疾病療養受療証の住所変更等	<input checked="" type="checkbox"/>	・後期高齢者医療保険証 または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
年金	年金を受給中または国民年金に加入中の方	住民票住所を変更すると日本年金機構の住所も通常1か月半程度で変更となります			防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課

介護	要介護認定を受けていて、施設から転居する方	・要介護認定の引継ぎ ※ 転居日より14日以内に手続きしてください	<input checked="" type="checkbox"/>		防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課 行政センター保健福祉課

障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・住所変更	<input checked="" type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課 行政センター保健福祉課
	障害福祉サービス または自立支援医療制度を利用している方	・住所変更	<input checked="" type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証 ・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)	
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	・医療費受給者証の住所変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(お持ちの方) ・重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課

こども	釧路市立学校に通う 小学生・中学生のお子さんがいて、 学校区が変わる方	・転校手続き(入学通知書を交付します)	<input checked="" type="checkbox"/>	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と 交付された入学通知書を学校へ提出 してください	防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課 鳥取支所 阿寒・音別教育事務所
	→相談事項がある方や特別支援学級 在籍のお子さんいる方	・転校手続き(入学通知書を交付します)	<input checked="" type="checkbox"/>	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と 交付された入学通知書を学校へ提出 してください	釧路フィッシャーマンズ ワープMOO 4階 教育支援課

児童手当 を受給している方				防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 
	→ 0歳～18歳(※高校生等)のお子さんと異なる住所に住む方 ※ 高校生等…0歳～18歳となる年度末まで	・別居監護の申立 ※ 同月中に同居になる場合は不要	<input type="checkbox"/>	・子どものマイナンバーがわかるもの ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください
	→ 0歳～22歳(※大学生等)のお子さんを3人以上養育し、大学生年代のお子さんの職業や同居の状況に変更がある方 ※ 大学生等…18歳となる年度末～22歳となる年度末まで	・監護相当・生計費の負担について確認書の届出 ※ 必要なものがそろっていなくても窓口にお立ち寄りください	<input type="checkbox"/>	大学生等のお子さんについて、 ・学生の場合:学生証等 ・学生以外で別居の場合:賃貸借契約書や、その他生計援助していることがわかる書類や写真等 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・医療費受給者証の住所変更	<input type="checkbox"/>	・子ども医療費受給者証
	保育園・認定こども園・幼稚園などに入園しているお子さんがいる方	・住所変更	<input type="checkbox"/>	・住所変更届の写し
	ひとり親家庭等に該当している方			
	→児童扶養手当の受給資格がある方	・住所変更 ※ 世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	<input type="checkbox"/>	・賃貸借契約書などが必要です ※ 要件により必要書類が異なりますので受付窓口でご相談ください
	→ひとり親家庭等医療費受給者証お持ちの方	・医療費受給者証の住所変更	<input type="checkbox"/>	・ひとり親家庭等医療費受給者証
特別児童扶養手当 の受給資格がある方	・住所変更	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 

税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	・使用開始の申込み及び中止の届出	<input type="checkbox"/>	電話またはインターネットで手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・口座振替の届出(新規・変更・解約) ・納付相談	<input type="checkbox"/>	(口座振替の届出をされる方) ・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

その他

市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	・市営住宅の退去手続き ・市営住宅の同居手続き	<input type="checkbox"/>	※ 入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課	
犬を飼っている方	・犬の登録事項変更届	<input type="checkbox"/>	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
市営墓地の使用許可を受けている方	・本籍等変更届	<input type="checkbox"/>	・墓地使用許可証 ・住民票等新住所を確認できるもの ※ 受付窓口でご相談ください	・釧路地区 本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 ・阿寒地区、音別地区 各行政センター市民課	
粗大ごみの処分が必要な方	・個別収集の申し込み ※ お早めにお申し込みください	<input type="checkbox"/>	電話で手続きができます ・釧路地域 環境事業課(0154-24-4146) ・阿寒地域 阿寒町行政センター市民課(0154-66-2211) ・音別地域 音別町行政センター市民課(01547-6-2231)		



釧路市役所

住所:釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号:0154-23-5151(代表)



本庁舎及び防災庁舎 周辺図



釧路市の公式ラインを開設しています。
ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報を
お届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。



● 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。

- ・対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくとも受付できる場合がありますので、
窓口でご確認ください。

鳥取支所
釧路市住之江町6番25号

釧路フィッシャーマンズワーフMOO
釧路市錦町2丁目4番地

阿寒町行政センター
釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒湖温泉支所
釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号

音別町行政センター
釧路市音別町中園1丁目134番地

音別町行政センター(保健福祉課)
釧路市音別町中園2丁目119番地1

阿寒教育事務所
釧路市阿寒町中央2丁目4番1号

音別教育事務所
釧路市音別町朝日2丁目81番地

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ~ 夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

